

## 令和5年狛江市教育委員会第11回定例会会議録

日 時 令和5年11月10日（金）15:00～16:00  
場 所 4階特別会議室  
出席委員 教育長 柏原 聖子  
委 員 斉藤 茂好・熊谷 勝仁・小川 敦子・森 昌子  
事務局（議案説明者）  
教育部長 波瀬 公一 教育部理事(兼)指導室長 松岡 弘悟  
調整担当理事 上田 智弘 学校教育課長 植木 崇晴  
教育支援課長 浅見 文恵 図書館長 細川 浩光  
傍 聴 1名

### 1 審議事項

- (1) 議案第30号  
教育委員会協議会について
- (2) 議案第31号  
狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定実施要綱の一部を改正する要綱
- (3) 議案第32号  
狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定等委員会の運営に関する要綱の一部を改正する要綱
- (4) 議案第33号  
狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱

### 2 報告事項

－議会報告－

な し

－行政報告－

- (1) 新図書館整備基本設計の完了について

－事務報告－

- (1) 令和6年度小学校プール民間施設等活用試行実施事業（案）について
- (2) 令和4年度狛江市におけるいじめ・不登校等の調査結果について
- (3) 令和5年学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について（7）

教育長 ただいまから、令和5年狛江市教育委員会第11回定例会を開会します。  
会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、「斉藤委員」を指名しま

す。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件（１）議案第 30 号「教育委員会協議会について」について、審議します。

本件につきましては、教育委員会協議会の設置と開催について審議いただくものです。この教育委員会協議会とは、規則等に規定をしますが、教育委員会定例会における付議案件等について、議案等の事前準備として教育委員間の意見調整等のために任意に設ける会議であり、教育委員全員の合意の下に開催する会議です。教育行政の運営に関する基本方針等、行政運営上特に重要な付議案件等について、教育委員会内部における合意形成を円滑に進めるために開催します。あくまでも教育委員会の内部会議の位置づけであることから、会議の記録は取りませんが、傍聴等の会議の公開は行いません。教育委員会協議会で意見調整等を行った付議案件等については、教育委員会定例会や臨時会において、正式に審議又は報告等を受けるものです。

まずは、来年度・令和 6 年度の第 4 次教育振興基本計画の策定に向けて、私も含めて教育委員の皆様、教育理念及び教育目標（案）について、自由闊達に意見を出していただき、検討委員会の設置等のスケジュールも含めて検討していただくために設けたいと考えています。

この教育委員会協議会の設置について、教育委員の皆様、承認をいただきたいと思っております。それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

小川委員 協議会については、どんなタイミングで開催するのでしょうか。また、今後の見通しがわかりましたら教えてください。

教育部長 協議会については、基本的に定例会の前後での開催を考えています。2 月頃までに、教育理念や教育目標の案について協議するとともに、スケジュール等についても調整したいと考えています。また、教育振興基本計画は、市の教育大綱を兼ねることから、総合教育会議において、これらの案を提示し、市長部局と共通理解を図り、事務局に策定作業を進めてもらう予定です。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（１）議案第 30 号「教育委員会協議会について」を了承することによってよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件（１）議案第 30 号を承認します。

付議案件（２）議案第 31 号「狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定実施要綱の一部を改正する要綱」及び付議案件（３）議案第 32 号「狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定等委員会の運営に関する要綱の一部を改正する要綱」は、関連する事項ですので、一括して審議します。

本件につきましては、小中学校の用務業務及び設備管理業務委託について、現行受託事業者の継続審査を行うことを可能とするために所要の改正を行うものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長 小中学校の用務業務及び設備管理業務委託は、平成31年度に開始され、履行評価から業務が適切に行われていると判断された場合は、契約期間（1年間）を最大4回まで更新できるものとされており、令和5年度で契約可能期間の満了を迎えます。令和6年度以降の契約に向け、児童・生徒の安心安全を担保するより質の高い学校運営の継続を目指すことに加え、学校現場の混乱を防ぐため、現行受託事業者の継続審査を行うことが可能となるよう、所要の改正を行うものです。

なお、いずれの要綱も、公布日より施行することとしております。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

森委員 改正の主旨は、継続審査についての条項を加えたことだと理解しています。業務履行状況に関する審査については、これから事業者選定等委員会で評価がなされると思いますが、現受託者の学校現場での評判がわかれば参考までに教えてください。

学校教育課 現在の受託事業者は、仕様書に基づく簡易的な修繕や清掃等に適切に対応し、また、工作物の作成等学校の依頼に対し、迅速かつ柔軟に対応してくれるとともに、仕事ぶりも丁寧であることから、いずれの学校におきましても大変好評をいただいております。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（2）議案第31号「狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定実施要綱の一部を改正する要綱」及び付議案件（3）議案第32号「狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定等委員会の運営に関する要綱の一部を改正する要綱」を了承することよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件（2）議案第31号及び付議案件（3）議案第32号を承認します。

付議案件（4）議案第33号「狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。

本件につきましては、狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会設置要綱第3条に規定されている委員の任期の改正を行うものです。詳細は指導室長より説明します。

指導室長 本件につきましては、狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会の委嘱の任期について、現在の要綱上委員任期は2年と定められており、これまでは10月1日から翌々年度の9月末までの委嘱期間で運用をしてきましたが、年度当初に委員の変更が必要な団体が複数いること等不都合が生じていることから、事務作業及び事務手続きの効率化を目的として委嘱日から委嘱日の属する年度の翌年度末までとする改正を行うものです。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（4）議案第33号「狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱」を了承することによろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件（4）議案第33号を承認します。

次に、行政報告1「新図書館整備基本設計の完了について」、報告を求めます。

図書館長 狛江市総務部施設課より株式会社岡田新一設計事務所に委託した新図書館整備基本設計委託は、当初7月末に完了予定でしたが、これまでの教育委員会定例会でも報告してきたとおり、近隣住民の方々への説明会を回数を重ねて丁寧に行ったことなどにより、設計工期を延長して対応してきました。

先月の第10回教育委員会定例会で報告しましたとおり、近隣説明会でいただいた御意見を踏まえ、3階上部吹抜けを中止し勾配屋根の一部をフラット化するなどの一部変更を行い、10月18日に基本設計委託を完了しました。

7月20日の総合教育会議で施設課から説明があった原案から変更した箇所については、まず、資料の4枚目「パース」について、建物最上部の白い部分は空調の室外機などを置くスペースとなります。原案ではその部分まで勾配屋根が斜めにつながっていましたが、一部をフラットにする形に変更しました。近隣説明会でダウンサイジングに配慮してほしいとの意見をいただいたことを踏まえ、この変更により建物全体のボリュームの圧縮を図っています。

また、3枚目の立面計画の左下の「北西側立面図」について、原案では窓を配置した設計となっていたのですが、隣接マンションにお住まいの方へのプライバシーに配慮し、窓をなくしています。

続いて1枚目の1階の図面上側の駐輪場部分について、原案では通り抜けができるようになっていたのですが、近隣説明会で駐輪スペースの運用等に関する御意見をいただいたことを踏まえ、通り抜け防止対策を施しています。

いずれも建物の間取りなど基本的な部分の変更はありません。実施設計自体は施設課が担当ですが、今後も施設課と連携して、ハード面について充実が図れるよう工夫してまいりたいと考えております。

教育長 それでは、行政報告に対する質疑・御意見を伺います。

小川委員 資料にある完成イメージでは、ガラス張りで外の通りから図書館であることが一目でわかるようになっていて、市のシンボリックな建物になると思いました。少し心配なのは、地震対策等構造上問題や、南西向きなので西日等の影響はないのでしょうか。本の日焼けが心配です。今後実施設計で詰めていく内容かもしれませんが、その辺りについてわかりましたら教えてください。

図書館長 詳しいことは専門的になりますが、カーテンウォールという手法を取り入れており、外部から内部が見えるようカーテンのように外部と仕切る壁を設置しています。構造上、地震や台風などの外力に対して十分耐力を持っているものです。また、西日対策としては、カーテンウォールのガラス面をUVカットガラスにする、本棚をカーテンウォールから離して設置する、ロールスクリーンや遮光カーテンなどを設置するなど、現状では考えております。御心配のとおり、図書館として本の日焼け対策は必須であると考えておりますので、詳細については実施設計の中で再度詰めてまいります。

小川委員 狛江のランドマークのひとつとなり得る新しい図書館ができるのを大変楽しみにしております。「Small is Cool」というコンセプトのもと、ハード・ソフト両面で充実した図書館が完成するよう進めていただきたい。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ、次に事務報告を受けます。  
事務報告1「令和6年度小学校プール民間施設等活用試行実施事業（案）について」、報告を求めます。

教育部長 小学校校長会より学校のプールについては、授業時数の関係から児童全員に等しく十分な指導ができないことや熱中症リスクによる屋外プールでの水泳指導の困難さなどから、外部委託についての要望をいただいております。また、市としても、民間施設の活用は屋内プールの場合、年間を通じて水泳授業が可能であるという大きなメリットが想定され、水道代や経年による設備の老朽化に伴う修繕費用などの維持管理費の問題や、昨今の気温上昇に伴う熱中症や紫外線による健康リスクの懸念などを解消できると考えられることから、令和6年度から民間プール等の活用を試行実施し、その効果の検証を行うこととします。

資料の「1 検証内容」のとおり、先ほどの実施理由を踏まえて、「熱中症や紫外線による健康リスク対策の有効性」、「水道代や修繕費用などの維持管理費低減の効果」、「指導上の課題（専門性や授業時数等）を踏まえた効果的水泳指導に関する有用性」について検証し、今後の取組みにつなげていくものです。

具体的な実施形態は、民間施設屋内プールの借上げに加え、1学年あたり5回の水泳指導とバスによる送迎を委託します。また、実施対象校及び学年は、狛江第一小学校の5年生と6年生及び和泉小学校の全学年としています。

今後、補正予算議決後に利用施設と契約し、対象校と実施時期等について調整に入ることになります。実施時期は、5月からおおむね10月末までの間を想定し

ています。

令和6年度の事業計画を円滑に進めるため、令和5年度中に利用施設と契約する必要があることから、予め令和6年度の債務負担行為について、議会の議決を得るために12月補正予算へ債務負担行為を計上します。

なお、令和6年度に向けて、別な実施形態での試行実施も検討していますが、これについては現在、内部調整中です。実施の見通しが立った時点で改めて報告させていただきます。

教育長 次に、事務報告2「令和4年度狛江市におけるいじめ・不登校等の調査結果について」、報告を求めます。

指導室長 本調査は、児童・生徒の問題行動や不登校等について、教育現場における生活指導上の取組みの充実とともに、未然防止、早期発見・早期対応につなげていくことを目的としています。

はじめに暴力行為についてです。令和3年度、小学校は4件でありましたが、令和4年度も4件の報告がありました。中学校は令和3年度、10件でしたが、令和4年度は5件の報告がありました。小・中合計は9件となり、内訳としては「生徒間暴力」が4件、「器物破損」が5件となりました。「生徒間暴力」については、「ふざけやからかい、瞬間的な怒りによる行為」が主な原因として挙げられました。「器物破損」の5件中3件は、教室の物を故意に破損させた行為でありました。

暴力行為の対応としては、WEBQUの結果等の効果的な活用による学級経営等の安定化を図ることや、瞬間的な怒りをコントロールするアンガーマネジメント等の指導が必要と考えております。

次に、いじめについてです。小学校の認知件数は令和3年度から増加し、令和4年度は令和2年度の約2倍の34件の報告がありました。学年別では、1年生と4年生が少なく、それ以外の学年では7件から9件の認知がありました。

中学校は、令和4年度は令和3年度より14件増加し、25件の報告がありました。学年別では、2年生の認知件数が最も多く、3年生が最も少ない結果となりました。

いじめの様態としては、小・中学校共に、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次に、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が多いという結果となりました。

いじめの認知件数については、小・中学校共に過去最高の件数となりましたが、これは小さいいじめを見逃さず、積極的にいじめを認知して対応した結果であったと捉えることができます。今後は、いじめの認知の学校間の格差の解消や、早期発見、早期防止に向けた家庭や地域とのより一層の連携が必要であると考えております。

最後に、不登校についてです。不登校の出現率は、小学校では令和3年度の1%から令和4年度は1.6%となりました。中学校では、令和3年度に5.9%、令和4年度は6.0%となりました。

また、学校復帰率については、小学校では令和3年度より増加して29.3%、中

学校でも令和3年度より大きく増加して約23.5%となりました。これは、学校が一人ひとりに寄り添いながら指導をしてきた結果であると推測されます。

不登校の主たる要因としては、小・中学校共に「無気力・不安」が約4割を占めました。小学校で2番目に多かった要因は「親子の関わり方」、次に「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「家庭の生活環境の急激な変化」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が同割合で多い結果となりました。それに対し、中学校で2番目に多かった要因は「その他」で約3割、次に「学業の不振」が多い結果となりました。

不登校の対応については、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的な自立を目指すための支援が求められています。不登校児童・生徒への支援の在り方については、今後も生活指導主任会、不登校教育相談対策委員会等において検討を進めてまいります。

また、コロナ不安を理由に長期欠席していた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるように、必要な感染対策や心理的ケアの充実に向けて、引き続き取り組んでいく必要があり、学校を支援してまいります。

教育長 次に、事務報告3「学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について（7）」について、報告を求めます。

学校教育課長 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について、資料のとおり実施しました。

教育長 それでは、事務報告に対する質疑・御意見を伺います。

斉藤委員 事務報告1について、伺います。学校のプール指導について、民間施設等活用するというところで、以前から議会の一般質問にも取り上げられており、いよいよ狛江でも動き出したといったところですが、区部や市部の動きについて情報があれば教えてください。また、現時点では試行実施ということで課題整理をしているという理解でよろしいか確認させてください。

学校教育課長 現在、都内で学校プールの外部化を進めている市区町村は11自治体で、26市では多摩市など9市、23区では葛飾区・目黒区の2区となっており、その他検討を進めている自治体も複数あると聞いております。

狛江市では令和6年度の試行実施により、資料にあるように「熱中症や紫外線による健康リスク対策の有効性」、「水道代や修繕費用などの維持管理費低減の効果」、「指導上の課題（専門性や授業時数等）を踏まえた効果的水泳指導に関する有用性」について検証し、課題を整理した上で、今後の取組みにつなげてまいりたいと考えております。

小川委員 プールの老朽化もあり、民間施設等を活用することで、より効果的な水泳指導を図っていく趣旨は理解できますが、1時限分の水泳指導に、移動時間を含めると3時限分の授業時間を費やすことが気になります。特に5、6年生は学習内容

が難しくなり、授業時数も増えてくる中で、プールの試行実施によって学習時間と学習効果を適切に確保できるのかが気になります。試行実施の課題の整理にあたっては、費用面と効果的水泳指導に関する有用性の検証に加え、全体的な学習カリキュラムと学習効果が保障されるかどうかを検証していただきたい。

熊谷委員 事務報告2について、いじめや不登校が残念ながら増えている状況です。狛江市の不登校については、学校復帰率が30パーセントを下回っており、大変厳しい状況です。いじめの未然防止の具体的な取り組みや、いざ、いじめが起きてしまった場合の組織的な対応について伺いたいと思います。

指導室長 いじめの未然防止については、狛江市いじめ防止基本方針にありますように、人権尊重の精神をもって教育活動全体を通して取り組んでいくことが重要であると考えます。WEBQU等のアセスメントをもとにした学級経営の充実を図るとともに、教員の教育相談に関する理解や法令上のいじめに関する認識を向上させていくことが必要です。

今回の調査結果における認知件数の増加は、学校が子どもたちの変化に気付き、小さいいじめを見逃さずに積極的に認知していると捉えています。

学校では、いじめの事案が発生した際には、管理職や生活指導主任、学年主任等による校内委員会を招集して、その内容を確認・共有し、学級担任だけに任せることなく、事案の状況により学年あるいは学校全体でその解消に向けて取り組んでいます。

熊谷委員 これからもきめ細かく対応していただきたいと思います。不登校について、狛江市は以前良い結果が出ていたと認識しています。学校復帰率を上げていくことが目標になると思いますが、学校復帰率だけを問題視するのではないといった社会的状況にあることは理解しています。大事なのは、どのように個々の能力を伸長しつつ、社会性や自立心をはぐくんでいくのかということだと思いますが、狛江市の具体的な工夫、取り組みがあれば教えてください。

教育支援課長 不登校の要因を見ると、中学生で「学業への不振」が3番目に多い要因となっており、適応指導教室（ゆうゆう教室）やフリースクール等、個々の状況に応じた学びの場所を保障することが求められていると考えます。

今年度新たに始まった取り組みとして、中学校3校で東京都の校内別室指導支援員配置事業を活用した取り組みを進めており、これまで登校ができなかった生徒が徐々に自分のペースに合わせて登校できるようになっています。

また、この11月からは東京都が構築した仮想空間でアバターを活用して支援員が相談や学習支援を行うVLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）事業を開始しました。現在、小学生1名が事業に参加しており、支援にはゆうゆう教室の指導員であり、ゆうあいフレンド派遣事業の相談員でもある臨床心理士の資格を持つ若い職員が担当しています。この事業は、子どもや支援員がアバターを活用するため心理的負荷を掛けず、コミュニケーションを取ることができるメリ



ットがあります。ゆうゆう教室にも通うことが難しい子どもたちへの新たな取り組みとして期待しています。

支援にあたっては、適切にアセスメントを行い、方針を定めて専門家や関係機関と連携を図るとともに、支援する大人との信頼関係を築きながら、児童・生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添って個に応じた支援を行うことが重要になります。昨年度の学校復帰率の結果では、小中共に増加しており、学校での教育相談が丁寧に実施されていることが推察できます。引き続き、家庭への連絡や情報の提供・共有を図り、子どもとのつながりが深められるように、学校と連携しながら対応してまいります。

熊谷委員 不登校については、全国的に増えており、不登校の要因は一人ひとり異なると思います。いじめについては、SNSによるいじめもあり、見えにくい状況があります。関係機関とも連携を図って、個々の状況に応じた支援をお願いします。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ、他にその他連絡事項はありますでしょうか。

指導室長 運動部活動の地域連携等に向けた実証事業について、現在の進捗状況について報告します。

この実証事業は、スポーツ庁が実施する「令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業における実証事業」を活用し、休日における運動部活動の地域連携・地域移行の在り方を検証するため、受託事業者において休日の運動部活動の練習及び練習試合を管理・運営する形で進めているものです。

実証事業の対象部活動は、全ての学校に存在する部活動を合同で行う形式について検証することを目的として野球部、特定の学校に存在する部活動に他の学校の生徒が参加できる形式について検証することを目的としてハンドボール部としています。

実施期間は、国の制度の都合上、いずれも令和6年2月29日（木）までとなっており、開始時期はハンドボール部が10月28日（土）から、野球部については現在行われている準公式戦の都合上、11月中下旬の開始を予定しています。

なお、対象部活動の保護者向けの説明会を10月21日（土）に狛江第一中学校で実施しました。

教育長 本件について、何か質問等ございますか。

森委員 特定の学校に存在する部活動に他の学校の生徒が参加できる形式の種目はハンドボールになると思いますが、他の学校の生徒はどのように集めるのでしょうか。

指導室長 狛江第一中学校にあるハンドボール部は、他の3校にない部活動となります。3校には1・2年生を対象として募集案内のチラシを作成して、体験会を経て正式に休日の部活動として参加し活動できるようにしていきます。

森委員 保護者向け説明会を実施したときに、質問や要望はあったのでしょうか。

指導室長 質問はありませんでした。合同で実施している野球部に関しては、平日も学校間を移動して活動できるようにしてほしいという要望がありました。今後の検討委員会等でも取り上げたいと考えています。

森委員 指導者の確保や費用負担などの課題もあると思います。実証事業を通じて検証を丁寧に行い、持続可能な部活動に向けて、子どもたちが部活動を通して多くの学びができるように検討委員会での協議を深めてください。

教育長 他になければ、以上をもちまして、令和5年狛江市教育委員会第11回定例会を閉会します。